

双葉町 復興まちづくり長期ビジョン

概要版



平成 27 年 3 月

 双葉町

策定の意義 理想とする町の将来像を示します

- ◇双葉町復興まちづくり長期ビジョンは、双葉町復興まちづくり計画（第一次）における双葉町の復旧・復興の考え方※を具体化し、町の将来像を明らかにするため、町民委員(24名)を中心とした双葉町復興推進委員会の審議を経て、策定されたものです。
- ◇復興推進委員会では、双葉町の復興を巡る厳しい現実がある中で、町の復興について、各委員が悩みながら議論が重ねられました。その審議の結果として、「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」の案がとりまとめられ、これを尊重して、町長が決定しました。
- ◇復興まちづくり長期ビジョンは、帰還・復興の見通しが明確になっていない現状において、帰還や復興に要する期間から考えるのではなく、復興まちづくりの理念にある「子供たちの未来のために とりもどそう 美しいふるさと双葉町」という考えの下、何年かかっても実現すべき理想とする双葉町の将来の姿を示すものとして策定することとしました。
- ◇町の復興をめぐる厳しい現実を踏まえれば、町の復興に懐疑的なご意見もあることはいたしかたのないことですが、最近の双葉町住民意向調査などで「町の復興」への期待が高まっている中で、町へ帰りたい・町はなくせないという町民がいる以上、その思いに応じて、「町の復興」は実現していかなければなりません。
- ◇長期ビジョンに込められた大きな意義は、双葉町をよく知る今の町民の「双葉町はこうなってほしい」という思いを、未来の双葉町を担う人たちに託すということでもあります。

※双葉町復興まちづくり計画（第一次）（平成25年6月）では、双葉町の復旧・復興の考え方として、「これまでの双葉町の良さを継承しつつも、事故前の町を完全に再現するのではなく、線量が低下した一定の地域に都市機能を集約させ、そこでインフラや住居などを再構築する「新たな街」を建設することを視野に入れて検討を進める」とされています。

町の将来像の議論に当たっては、復興推進委員会の町民委員による合計3回の座談会（ワークショップ）を行い、その意見を踏まえて中間報告をとりまとめ、中間報告に対する意見公募などを経て、最終報告がとりまとめられました。



■委員会における審議プロセス

```

    graph LR
      A[町民委員による座談会を3回実施] --> B[全体審議]
      B --> C[中間報告 H26.10.29]
      C -- 反映 --> D[全体審議]
      D --> E[最終報告 H27.2.24]
      E --> F[町長が決定]
  
```

意見公募結果
復興産業検討部会報告
津波被災地域復興小委員会報告

◁「座談会の様子」▷

帰還・復興に向けた考え方 安全・安心を大前提に町の復興に取り組みます

- ◇町への帰還に当たって、町民の皆さんの安全・安心は、この将来像の実現の大前提です。
- ◇特に、福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全確保、中間貯蔵施設の安全確保、除染の実施による放射線量の低減は不可欠であり、町として国に確実な実施を強く求め、町民の安全・安心を確保します。
- ◇避難指示の解除は、これらの安全確保のほか、インフラ復旧・生活関連サービスの再開などの諸条件が達成された段階で、町民の意見を十分に踏まえて判断されることは当然です。
- ◇実際に町に帰還するかどうかは、町民一人一人の判断を尊重した上で、町へ帰りたい・町はなくせないという町民の思いに応じて、町の復興に取り組んでいきます。あわせて、各避難先で町民一人一人が生活再建を果たすことができるようになります。

復興まちづくりの目標 町外・町内のまちづくりの目標を定めます

〈町外〉避難先における生活再建の実現に向けて

- 町外における生活再建の実現
町民のみなさんが、それぞれの希望する場所で住居を確保し、仕事や生きがいなどの生活の糧を見つけて日常の暮らしを取り戻せるようにします。

〈町内〉双葉町の復興に向けて

- 6つの目標を実現するまちづくりを進めます。
- 町民のきずなをつなげるまち
 - ふるさと双葉町の記憶を次世代に引き継ぐまち
 - 新たにみんなで作る魅力的なまち
 - 新たな産業を創出し継続的な雇用を生み出すまち
 - 次代の双葉町を担い世界に貢献する人材を育てるまち
 - 災害を克服し安全・安心に暮らせるまち

復興まちづくりの進め方 町外・町内それぞれの取組を進めます

○町外での当面の取組の推進

- ・復興まちづくり計画（第一次）に示した町外における生活再建の実現に向けた取組を着実に実施します。
- ・町内の復興まちづくりには長期間かかると見込まれることから、町民のきずなやふるさとの記憶が薄れることが無いよう、歴史・伝統・文化の継承や双葉町を担う人材育成等を進めます。

○町内復興拠点の整備

- ・町の復興を実現する上では「新たな産業・雇用の場」や「新たな生活の場」の整備が必要となります。
- ・双葉町の既存中心市街地は、古くから町の中心であり、ふるさとを感じることができる大事な場所です。
- ・このため、町内の線量が低い一定の地域に「新たな産業・雇用の場」や「新たな生活の場」の創出と「既存中心市街地の再生」を図り、町の復興を牽引する「町内復興拠点」を整備します。

詳細は「●双葉町復興まちづくりイメージ」参照

○町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組の推進

例) 原子力損害賠償、住居、保健・医療・福祉体制の確保

○双葉町外拠点の整備

例) 仮設住宅から復興公営住宅への移行支援

○双葉町とのつながりの維持

例) 町からの情報提供の充実化

○交流の促進

例) 町民が集まれる場の確保

○双葉町の記憶の伝承

例) 歴史・伝統・文化の記録誌作成

○町の復興のシンボルづくり

例) 町のシンボルマークの周知・活用

○人材育成・教育

例) 特色ある教育環境の整備

○町内における段階的な取組の推進

- ・避難指示解除の見通しが立てられない中、「町内復興拠点」の整備を一度に進めることは困難です。
- ・このため、避難指示解除に先立ち産業・業務機能の集積を優先して整備を進めます。
- ・避難指示解除準備区域である「両竹・浜野地区」を、双葉町の復興のさきがけと位置付けます。
- ・避難指示解除は、安全・安心に生活できる条件が整った段階とし、避難指示解除後も避難先と町内の二地域での生活が可能となるようにします。

詳細は「●町内復興拠点の段階的な整備イメージ」参照

双葉町復興まちづくりイメージ 町内復興拠点を中心に町の復興を進めていきます

【基本的な考え方】

○町全体の復興には長い時間がかからざるをえないことから、**復旧・復興事業を重点的に進める「町内復興拠点」**を設け、**ここを中心に段階的に復旧・復興事業を進めながら、町の復興を進めていきます。**

【町内復興拠点の整備】

○双葉駅周辺は、自然減衰により放射線量が比較的低くなっています。
○そのため、**避難指示解除準備区域から双葉駅周辺にかけて、既存中心市街地を活かしつつ、その周辺を整備し、「新たな産業・雇用の場」と「新たな生活の場」**を形づくっていきます。

●新産業創出ゾーン:

「新たな産業・雇用の場」として、**避難指示解除準備区域から国道6号にかけてのエリア**を「新産業創出ゾーン」に位置づけ、**廃炉・研究開発・新産業の拠点として、事業所・研究機関等の誘致を進めます。**

●まちなか再生ゾーン:

「新たな生活の場」として、**JR常磐線から国道6号の間の既存中心市街地**において、歴史のある建造物の保存・再建を図るなど、**古き良き街並みを再生しながら、街の再整備を行い、ふるさとでの暮らしを感じられる場を創出します。**

●復興祈念公園・緑地ゾーン:

海岸沿いの地区は、「復興祈念公園・緑地ゾーン」として、**海岸防災林や公園を整備し、東日本大震災・原発事故の復興過程の発信の場と、町民の憩い・スポーツレクリエーションの場として再生します。**

●新市街地ゾーン:

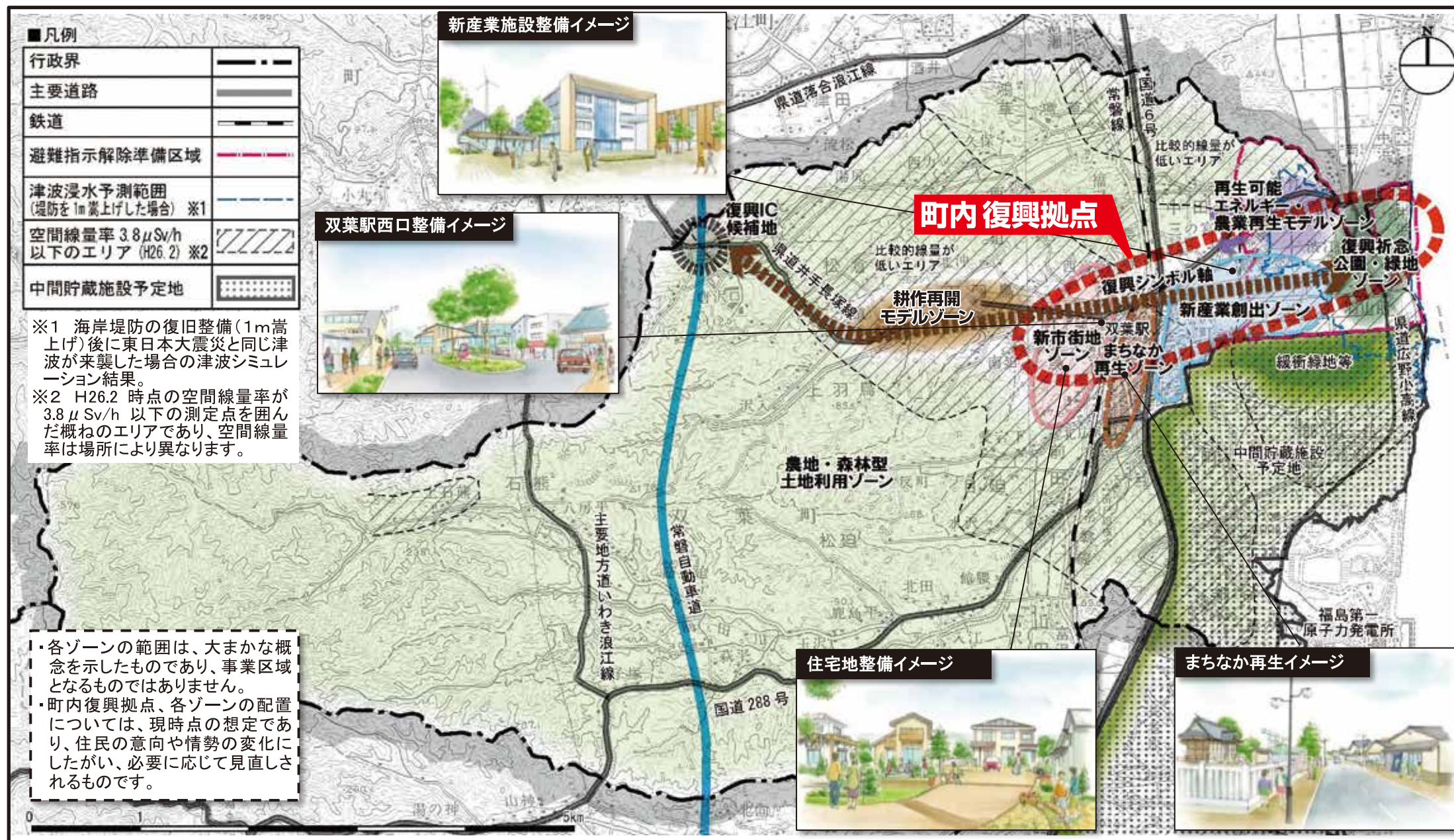
「新たな生活の場」として、**双葉駅周辺の再開発**を図り、駅西側に公共施設等の再整備や新たな住宅需要の受け皿として住宅団地の整備を行うなど、**歩いて暮らせる「コンパクト」なまちづくり**を行います。

●再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーン:

荒廃した農地の再生モデルとして、避難指示解除準備区域をさきがけとして、**再生可能エネルギー拠点としての活用**やその拠点で生み出される**再生可能エネルギーを活かした植物工場等の農業再生モデル事業を構想**します。

●復興シンボル軸:

町内への産業誘致と町民の避難先からの交通利便性を向上させるため、**常磐自動車道に復興インターチェンジ(IC)の設置と、復興ICと町内復興拠点を結ぶ幹線道路の整備**を求めます。



【町内復興拠点の外の復興の方向性】

○町内復興拠点の外の地区についても、自宅への帰還を希望される方の状況に応じて、家屋の除染を国に求めるとともに、生活道路の復旧などの取組を行います。
○一方で、双葉町住民意向調査結果や今後の人口減少社会の進展を踏まえると、双葉町の人口減少は避けられないことから、市街地から離れた地区においては生活しにくくなることも想定されます。
○そのため、**帰還を希望される町民に対しては、生活利便性の高い町内復興拠点に居住できるような施策を検討**していきます。
○町内復興拠点の外の地区は、**農地・森林を主体とした土地利用**を図ります。

●農地・森林型土地利用ゾーン:

農地・山林については、**営農・営林が再開できるまで、適切に管理していくための手法や体制の整備**を国・県に求めます。
※中間貯蔵施設の予定地については、国に対して地権者への丁寧な説明と納得のいく対応を行うよう引き続き強く求めていくほか、中間貯蔵後の土地利用についても検討していきます。

●耕作再開モデルゾーン:

農地のうち、**線量が比較的低い地区を「耕作再開モデルゾーン」として、国に徹底した除染を求めるとともに、農業基盤の再整備を行い、農家の大規模化等**を図りながら**良好な営農環境のもと耕作の再開**を図ります。

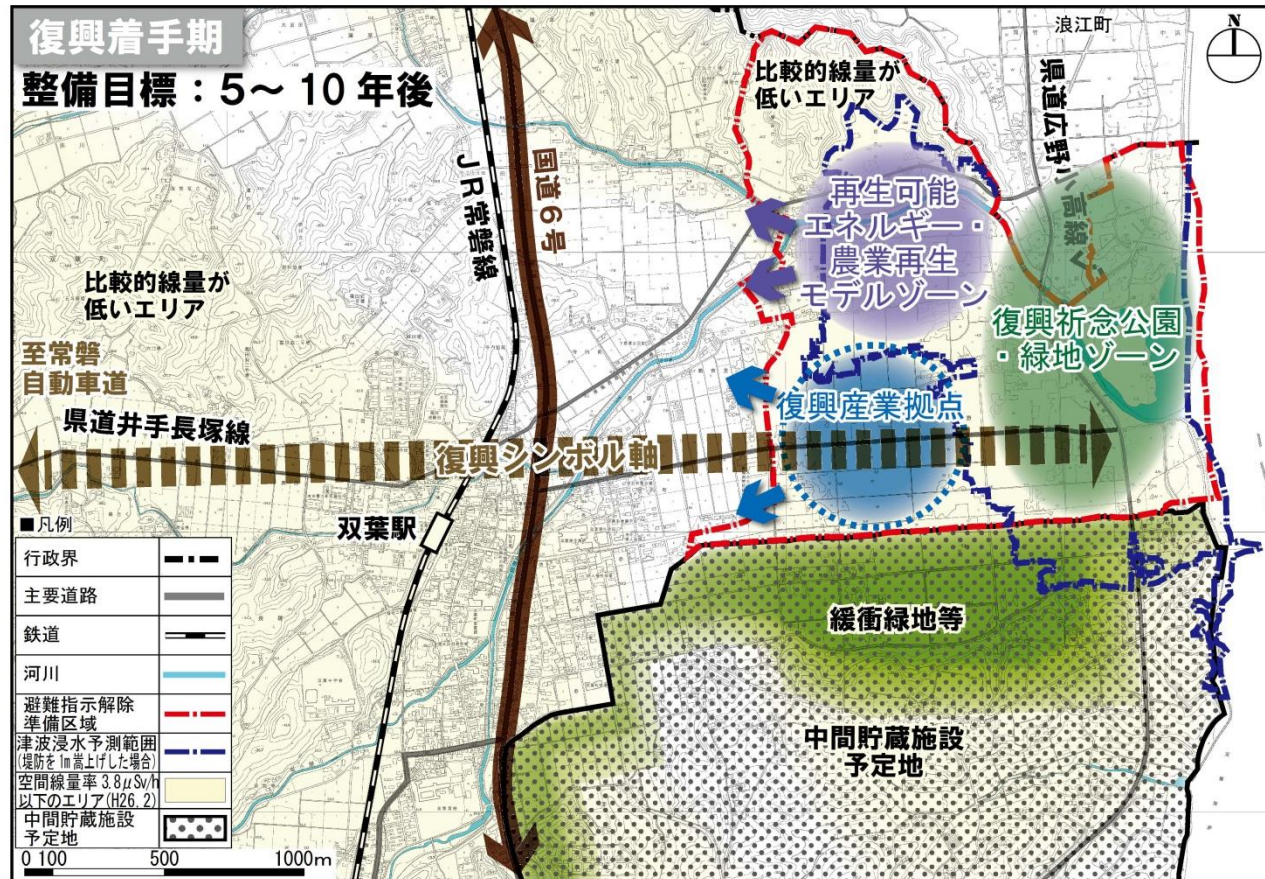
町内復興拠点の段階的な整備イメージ 避難指示解除準備区域から徐々に整備範囲を広げていきます

○以下の3期に区分して、段階的な取組を進めます。

～復興着手期～

・避難指示解除準備区域に「復興産業拠点」を整備し、「新たな産業・雇用の場」を町内に確保する段階を復興着手期とし、概ね5～10年後までに町の産業・復興拠点として発展を遂げていることを目標とします。海岸堤防が完成する平成30年頃には「復興産業拠点」にて本格的な企業活動が開始できるよう基礎的インフラの整備に取り組んでいきます。

※平成27年度中に除染が完了し、福島県による海岸堤防が平成30年度、海岸防災林が平成32年度を整備目標とされていること等を勘案して、概ね5～10年後を整備目標とすることが現実的と考えました。



- 中野地区に町の「復興拠点」として、「復興産業拠点」を先行して段階的に整備します。
- 「復興産業拠点」に、福島第一原子力発電所の廃炉・除染・インフラ復旧等に従事する事業所の先行立地を図るほか、廃炉に関わる研究機関などを誘致します。
- 就業者を対象とした商業・生活関連サービスを担う事業者の立地や、宿泊施設・短期賃貸住宅の整備を図り、町の復興のさきがけとして複合的な機能を持った拠点を形成していきます。
- 常磐道に復興ICの設置と拠点を結ぶ基幹道路の整備を求めます。
- 両竹地区において、再生可能エネルギー拠点の形成を図るほか、再生可能エネルギーを活かした植物工場等の農業再生モデル事業を構想します。
- 復興祈念公園・アーカイブセンターを誘致し、震災・原発事故の「学びの場」をつくります。
- 線量が低い既存の公共施設を活用して、町民が一時帰宅した際に快適に休憩できる環境を早期に整備します。
- 帰還困難区域においても荒廃家屋の解体・撤去等に取り組めます。
- 町内に「共同墓地」を整備します。

こうした取組を通じて、双葉町の復興のきざしを町民の目に見える形で発信します。

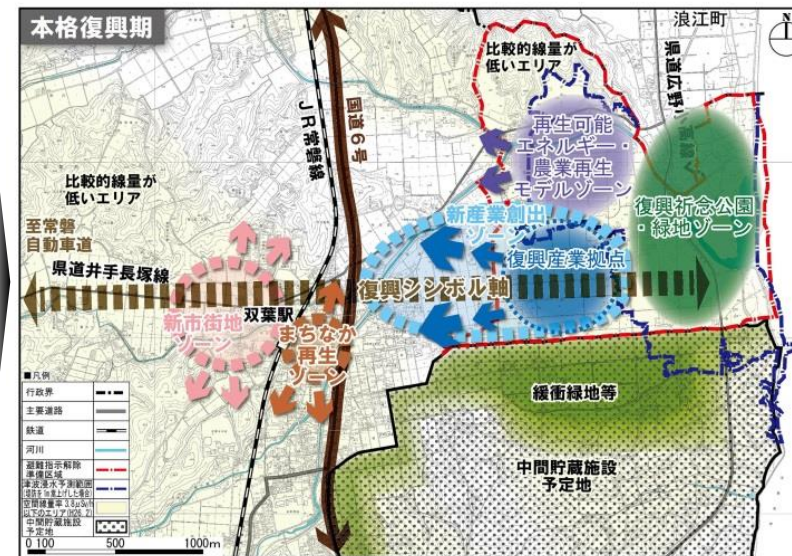
～本格復興期～

・「新たな産業・雇用の場」と連携しながら、避難指示解除に向けて「新たな生活の場」を町内に確保する段階を本格復興期とします。

～町再興期～

・避難指示解除後、「新たな生活の場」で安心して快適な生活を送れる環境を整え、双葉町の再興を実現するまでを町再興期とします。

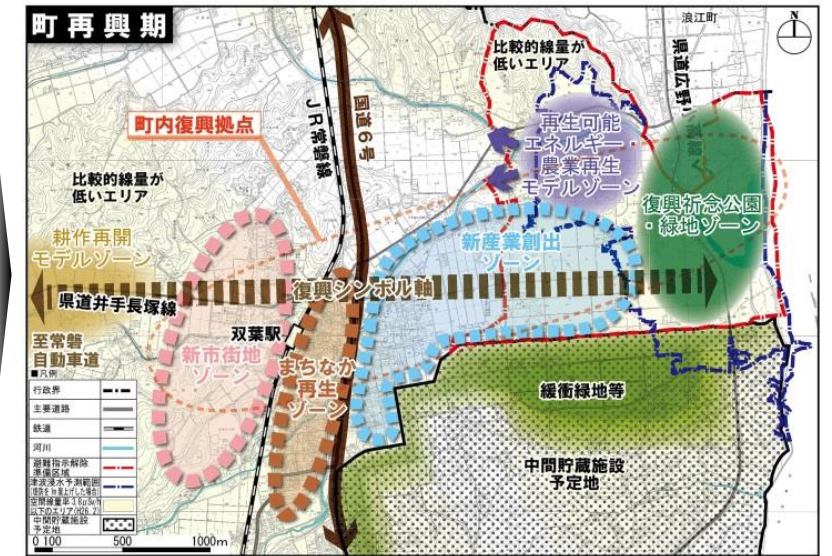
○双葉駅周辺の再整備など帰還困難区域を含む「本格復興期」以降の目標時期については、町単独で見通しを検討する範囲を大きく超えていることから、まず、国・県と除染・インフラ整備の具体的な工程を協議し、その上で、具体的な整備開始時期・整備目標時期を明らかとしていきます。



帰還困難区域の見直しにより、全面的なインフラ整備等を可能とした上で、以下の取組を本格化させます。

- 鉄道など交通の便が高い双葉駅西側を中心に行政・医療・福祉・教育・文化・商業施設等や新興住宅地がまとまったコンパクトな街を新たに作り出します。
- 既存中心市街地を活用し、歴史のある建造物の保存・再建を図るなど古き良き町並みを再生しながら、商店や住宅等を中心とした街の再整備を行います。
- 「復興産業拠点」を西側へ発展させ、新産業創出ゾーンを拡大していきます。

こうした取組を通じて、町民が安全に安心して帰還できる環境を整えます。



- 避難先と町内復興拠点の二地域居住も可能としながら、町民が安心して生活を送れるようにします。
- 新産業に従事する方など新たな町民にも定住してもらえるようにします。
- 双葉町にゆかりのある人が集まれる場をつくり、双葉町の伝統・文化の営みを町内で再開します。
- 耕作再開モデルゾーンで耕作再開を本格化します。

避難指示解除

町外での取組

- 町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組の推進
- 双葉町外拠点の整備
- 双葉町とのつながりの維持
- 交流の促進
- 双葉町の記憶の伝承
- 町の復興のシンボルづくり
- 人材育成・教育

復興まちづくりの目標の実現に向けた町外での取組を進めます。

原子力損害賠償、住居の改善・確保、健康被害の防止、各種支援措置等、事業計画（実施計画）に基づき着実に実施

復興公営住宅を「双葉町外拠点」として整備、仮設住宅から復興公営住宅等への移行支援等

町民同士の連絡・町からの情報提供の円滑化・充実化

町民が集まることができる場の確保、町民の交流イベントの実施

歴史・伝統・文化の記録誌・記録映像の作成、双葉町外拠点における震災・事故の教訓の展示施設等の検討等

町のシンボルマークの周知・活用、町のシンボルの作成・設置等

特色ある教育環境の整備、子どもと高齢者等多世代間の交流の機会の創出、生涯学習の場の確保、福祉関連の人材確保等

町内での取組

- 津波災害への備え
- 生活・産業を支えるインフラの整備
- 復興を牽引する新たな産業の創出
- 既存産業の再生（商工業・農業等）
- 暮らしの安全対策
- 双葉町とのつながりの維持
- ふるさとへの思いや良さの継承（文化財の保存、町の風景の再生等）
- 双葉町の記憶の伝承（震災・原発事故の教訓、町の歴史・伝統・文化の継承等）
- 魅力的な雇用の場の確保

避難指示解除準備区域に「復興産業拠点」を確保し、順次発展させ「新たな産業・雇用の場」を町内に確保します。

海岸堤防の復旧・整備、海岸防災林の整備

復興インターチェンジの設置・復興拠点へのアクセス道路等の整備、JR常磐線の運行再開等

復興産業拠点・再生可能エネルギー拠点の整備、廃炉やロボットの研究開発施設・産学連携施設・関連企業の誘致、廃炉・研究開発・新産業の集積

植物工場等新たな農業再生モデル事業の実施、事業所の再開・立地支援

復興拠点内の除染の実施、役場出張所機能の確保、荒廃家屋等の解体・撤去、町内の防犯・防火対策

一時帰宅の休憩環境の早期整備、共同墓地の整備、本格的な町民一時滞在支援施設の整備、一時帰宅等を対象とした宿泊施設・短期賃貸住宅の整備

文化財の保存・管理・記録、農地等の荒廃防止対策

国営・県営の復興祈念公園の誘致、アーカイブセンターの設置

就業者を対象とした商業・生活関連サービス事業所の再開・立地支援

「新たな産業・雇用の場」と連携しながら「新たな生活の場」を町内に確保します。

生活インフラの完全復旧等

町内復興拠点外の除染の実施、健康管理体制の構築

歴史のある建物の再建

生活関連サービス・住宅の整備

歴史のある建物の再建等

「新たな生活の場」で安心して快適な生活を送れる環境を整えます。

路線バス・コミュニティバスの新設

農業の再開、観光業の再生

歴史民俗資料館の復旧・整備

新たな生活の場への誘導、定住促進等

町内における祭りの再開

町内交流施設の整備等

シンボルマーク・モニュメントの設置

学校の再開、高等教育施設の誘致等

● 新たな生活の場の確保

● 既存中心市街地の再生

● 交流の促進

● まちの復興のシンボルづくり

● 高度な教育環境整備

「町の復興に係る主な動き」

● 避難指示解除準備区域の除染（～平成27年度）

● 帰還困難区域の見直し（平成29年頃）

● 海岸堤防の復旧・整備（～平成30年度）

● 海岸防災林の整備（～平成32年度）

双葉町の再興

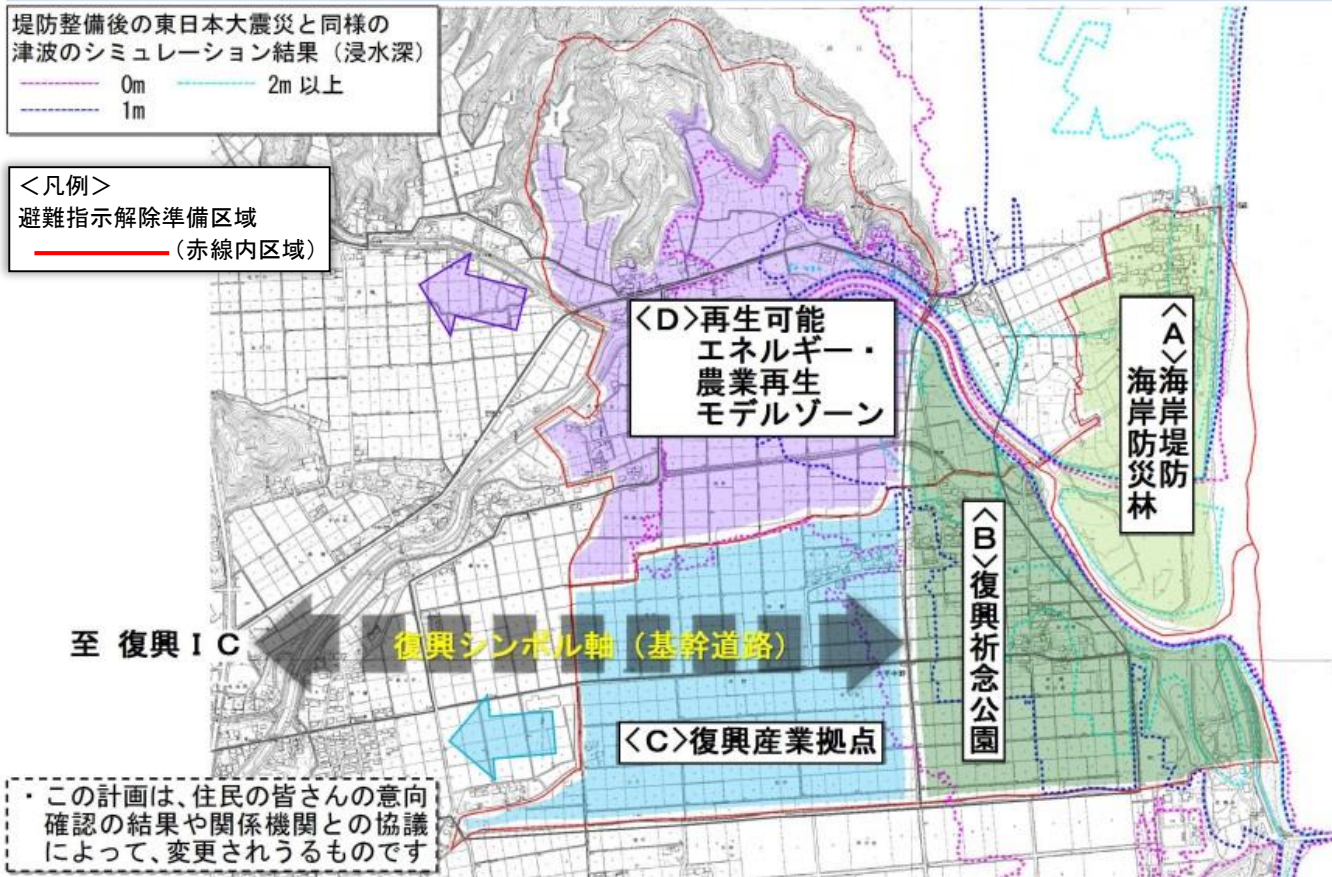
● 今後の復興まちづくりの進め方 ビジョンを具体化します

- 国・県に対して、除染・インフラ整備の実施を含めて、ビジョンの実現に向けた具体的な工程を示すよう求めています。また、復興に要する財源の着実な確保や、双葉町の置かれた復興への厳しい現実を踏まえた特段の措置を求めています。
- 今後、町内では、さまざまな建設事業が同時進行的に進むことになるため、復興事業を担う事業者の活動や一時帰宅する町民に支障が生じることがないように、国・県・町で行う建設事業の工程をしっかりと管理できる体制の構築を求めています。
- 町の復興を進める上で周辺市町村との連携は欠かせないため、広域連携に関する町村間の議論喚起を行っていきます。
- 復興まちづくり長期ビジョンを実行に移していくため、**復興事業の進め方などテーマ毎に関心のある町民同士で議論する場を設け、具体的な事業が推進できる体制を整備**していきます。
- 今後も継続的に住民意向調査等を実施し、町民の方々の意向把握に努めるとともに、**若い世代の意見を引き出す場**を設け、復興まちづくりに反映していきます。
- 双葉町の復興を巡る状況は日々大きく変化をしていることを踏まえ、**復興事業の進展や社会情勢の変化に応じて、この復興まちづくり長期ビジョンについても随時見直し**していきます。

「両竹・浜野地区から復興をスタート」

まずは、双葉町の復興のさきがけとなる両竹・浜野地区の復旧・復興を進めるため、下図の土地利用計画を基本に双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画を策定し、事業を推進していきます。

両竹・浜野地区(避難指示解除準備区域)土地利用計画



「町の復興」とともに、避難先における「町民一人一人の生活再建」と「町民のきずなの維持・発展」に向けた取組を引き続き進めていきます。

【当面の取組の例】

●双葉町外拠点(復興公営住宅)の整備

- ・いわき市、郡山市、南相馬市、白河市に双葉町民がまとまって入居できる復興公営住宅が整備されます。この復興公営住宅を「双葉町外拠点」として、町民のコミュニティの拠点としても機能できるようにしていきます。
- ・復興公営住宅の整備が遅れていることから、その早期整備を県に強く要請していきます。特に、いわき市勿来酒井地区については、段階的な整備・入居など、早期の入居が可能となる措置についても要請していきます。

◇福島県復興公営住宅の整備計画 (平成27年3月時点)

所在地	団地名	入居可能時期	町民向け戸数
いわき市	下神白団地	H27. 3	25
	勿来酒井団地	H29 年度後期	190
	ほか小川町・平赤井等他町村と共通募集の団地あり		
郡山市	八山田団地	H26. 11	20
	東原団地	H28. 3	15
	鶴見垣団地	H28. 3	15
	ほか田村町等他町村と共通募集の団地あり		
白河市	鬼越団地	H28. 7~ H28. 9	30
南相馬市	上町団地	H28. 10~ H28. 12	42
	ほか鹿島が他市町村と共通募集		
その他福島市、会津若松市、三春町、広野町、二本松市において、他町村と共通で入居できる住宅が整備される予定			

●避難先における町民の生活再建の実現に向けた取組

- ・町民の被害実態に沿った原子力損害賠償を、引き続き国・東京電力へ要求していきます。
- ・借上住宅の延長や住替制限の緩和などを、引き続き要望していきます。
- ・高速道路の無料化、医療費の無料措置等の継続を、引き続き要望していきます。
- ・健康診査や健康相談の充実を図るなど、避難先における健康被害の防止に、引き続き取り組みます。

●特色ある教育環境の整備等

- ・平成 26 年度に再開した町立幼小中学校の特色ある教育を進め、さらに教育環境の整備に取り組んでいきます。
- ・歴史・伝統・文化の記録誌・記録映像の作成に取り組めます。



町立学校の仮設校舎

●町民が集まることができる場の確保

- ・町民誰もが利用できる交流施設の確保・活用に取り組めます。
- ・ダルマ市をはじめとする町民主体による交流イベントの企画に対する支援を行います。

●町民同士の連絡・情報交換や町からの情報提供の円滑化・充実化

- ・広報紙やコミュニティ情報紙「ふたばのわ」を充実させていきます。
- ・町民に無償配布しているタブレット端末の活用を進めます。



タブレット端末の操作説明会の様子

当面の取組の詳細は、「双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づく事業計画（実施計画）」（平成26年3月策定 平成27年3月改訂）に記載しています。計画本文は、町ホームページに掲載しております。



「双葉町復興まちづくり長期ビジョンの本文をご覧になりたい場合は、双葉町ホームページ (<http://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/4699.htm>) を参照いただくか、冊子を送付しますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。

(問い合わせ先) 双葉町 いわき事務所 復興推進課 復興推進係
〒974-8212 福島県いわき市東田町二丁目19-4
電話: 0246-84-5200(代表) FAX: 0246-84-5212

